

令和4年第3回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第414号

令和4年第3回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和4年8月18日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和4年9月1日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

令和3年度 多摩市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較						
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額の 差	左の財源内訳					
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		
					国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
02 総務費	01 総務管理費	複合文化施設等大規模改修事業 (複合文化施設等大規模改修工事監理業務委託料)	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			2	48,900,000	0	0	0	48,900,000	48,900,000	0	0	0	48,900,000	0	0	0	0	0	0	0
			3	117,805,000	0	0	0	117,805,000	117,805,000	0	0	0	117,805,000	0	0	0	0	0	0	0
			計	166,705,000	0	0	0	166,705,000	166,705,000	0	0	0	166,705,000	0	0	0	0	0	0	0
	複合文化施設等大規模改修事業 (複合文化施設等大規模改修工事)	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	1,252,785,000	0	815,000,000	0	437,785,000	1,252,784,500	0	815,000,000	0	437,784,500	500	0	0	0	0	500	500	
		3	5,824,048,000	8,261,000	2,347,000,000	3,300,000,000	168,787,000	5,818,776,260	9,502,000	2,347,000,000	3,320,000,000	142,274,260	5,271,740	△ 1,241,000	0	△ 20,000,000	26,512,740	26,512,740		
		計	7,076,833,000	8,261,000	3,162,000,000	3,300,000,000	606,572,000	7,071,560,760	9,502,000	3,162,000,000	3,320,000,000	580,058,760	5,272,240	△ 1,241,000	0	△ 20,000,000	26,513,240	26,513,240		
03 民生費	02 児童福祉費	民間保育所補助事業 (施設整備費等補助金)	元	19,491,000	17,353,000	0	0	2,138,000	19,488,000	17,350,000	0	0	2,138,000	3,000	3,000	0	0	0	0	
			2	458,564,000	407,908,000	15,000,000	23,000,000	12,656,000	451,831,000	401,910,000	15,000,000	23,000,000	11,921,000	6,733,000	5,998,000	0	0	735,000		
			3	52,419,000	36,358,000	0	16,000,000	61,000	57,948,510	41,514,000	0	0	16,434,510	△ 5,529,510	△ 5,156,000	0	16,000,000	△ 16,373,510		
			計	530,474,000	461,619,000	15,000,000	39,000,000	14,855,000	529,267,510	460,774,000	15,000,000	23,000,000	30,493,510	1,206,490	845,000	0	16,000,000	△ 15,638,510		
10 教育費	03 中学校費	中学校施設整備事業 (聖ヶ丘中学校改修工事監理業務委託料)	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			元	6,400,000	0	0	0	6,400,000	6,400,000	0	0	0	6,400,000	0	0	0	0	0	0	
			2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			3	15,887,000	0	0	0	15,887,000	15,886,683	0	0	0	15,886,683	317	0	0	0	317		
計	22,287,000	0	0	0	22,287,000	22,286,683	0	0	0	22,286,683	317	0	0	0	317					

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他	
10 教育費	03 中学校費	中学校施設整備事業 (聖ヶ丘中学校改修工事)	30	356,793,000	97,277,000	239,400,000	19,400,000	716,000	0	0	0	0	0	356,793,000	97,277,000	239,400,000	19,400,000	716,000
			元	533,424,000	84,853,000	379,700,000	0	68,871,000	648,700,000	168,693,000	360,900,000	0	119,107,000	△ 115,276,000	△ 83,840,000	18,800,000	0	△ 50,236,000
			2	28,637,000	0	0	28,000,000	637,000	46,730,000	6,591,000	106,100,000	15,000,000	△ 80,961,000	△ 18,093,000	△ 6,591,000	△ 106,100,000	13,000,000	81,598,000
			3	0	0	0	0	0	212,546,300	59,839,000	0	0	152,707,300	△ 212,546,300	△ 59,839,000	0	0	△ 152,707,300
			計	918,854,000	182,130,000	619,100,000	47,400,000	70,224,000	907,976,300	235,123,000	467,000,000	15,000,000	190,853,300	10,877,700	△ 52,993,000	152,100,000	32,400,000	△ 120,629,300
	05 社会教育費	旧北貝取小学校跡地整備事業 (仮称)旧北貝取小学校跡地施設整備工事監理業務委託料)	2	6,800,000	0	0	0	6,800,000	6,800,000	5,000,000	0	0	1,800,000	0	△ 5,000,000	0	0	5,000,000
			3	16,168,000	0	6,000,000	0	10,168,000	16,168,000	0	0	0	16,168,000	0	0	6,000,000	0	△ 6,000,000
			計	22,968,000	0	6,000,000	0	16,968,000	22,968,000	5,000,000	0	0	17,968,000	0	△ 5,000,000	6,000,000	0	△ 1,000,000
		旧北貝取小学校跡地整備事業 (仮称)旧北貝取小学校跡地施設整備工事)	2	82,100,000	0	60,000,000	0	22,100,000	82,100,000	20,000,000	60,000,000	0	2,100,000	0	△ 20,000,000	0	0	20,000,000
			3	740,560,000	0	354,000,000	275,000,000	111,560,000	739,131,400	280,406,000	200,000,000	0	258,725,400	1,428,600	△ 280,406,000	154,000,000	275,000,000	△ 147,165,400
	計	822,660,000	0	414,000,000	275,000,000	133,660,000	821,231,400	300,406,000	260,000,000	0	260,825,400	1,428,600	△ 300,406,000	154,000,000	275,000,000	△ 127,165,400		

令和4年9月1日 提出

多摩市長 阿部 裕行

報告第4号

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により算定した令和3年度決算に基づく多摩市の健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和4年9月1日

多摩市長 阿部裕行

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.77)	— (16.77)	2.9 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 多摩市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第 5 号

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により算定した令和 3 年度決算に基づく多摩市の公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 1 日

多摩市長 阿部裕行

記

特別会計の名称	資金不足比率 (単位：%)	事業の規模
下水道事業会計	—	2,214,391 千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。
- 2 事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条第 1 号の規定により事業の規模（営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する額を控除した額）を記載している。

第68号議案

多摩市立多摩中央公園の指定管理者の指定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年9月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

提案理由

下記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者に指定する。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
多摩市立多摩中央公園

- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
TAMAセントラルパークJV
代表法人 物林株式会社
東京都江東区新木場一丁目7番22号

- 3 指定の期間
令和7年1月1日から令和25年3月31日まで

第 6 9 号議案

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記の路線を市道路線として認定する。

記

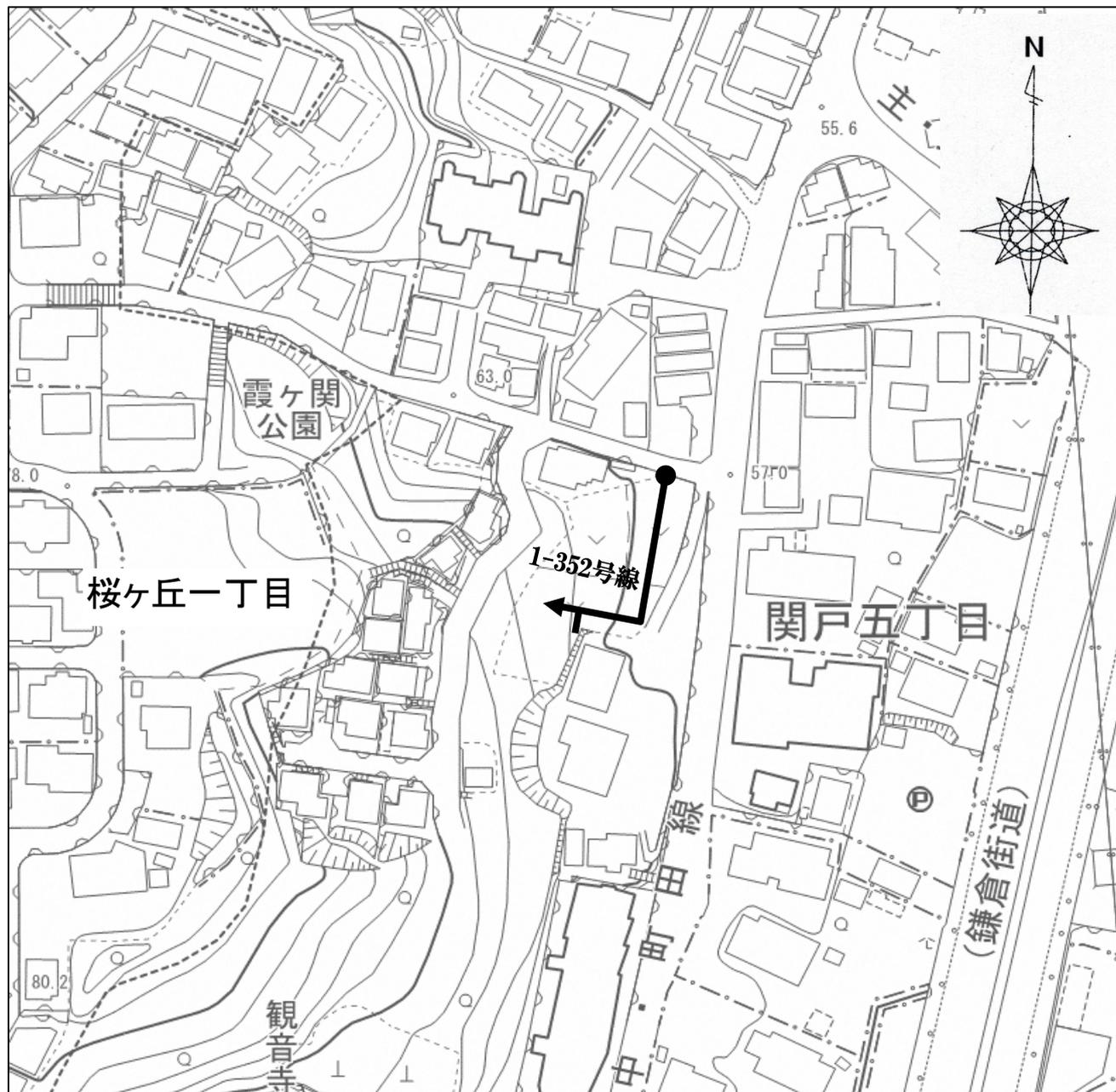
認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
1	1 - 3 5 2 号線	起 点	関戸五丁目 2 9 番 5 3 地先	
		終 点	関戸五丁目 3 0 番 2 6 地先	

令和4年度第1ブロック認定路線図

案内図

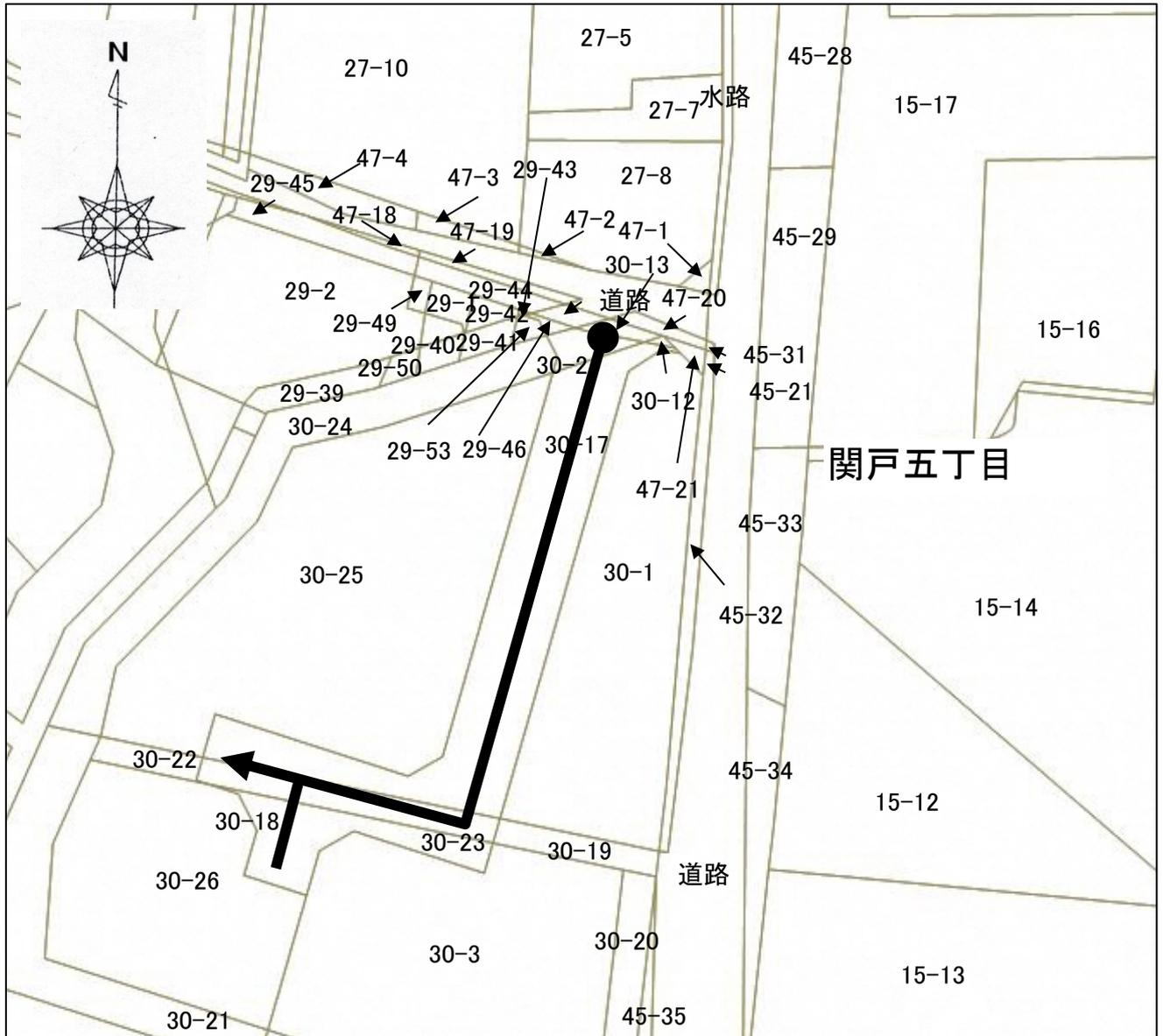
1-352号線



凡 例	
起点	
終点	

認定土地所在図

1-352号線



縮尺 1:500

凡	例
起点	
終点	

第70号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

人権擁護委員の候補者として、小山貞子氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
小山 貞子	多摩市	

第 7 1 号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

人権擁護委員の候補者として、筒井美代子氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
筒井 美代子	多摩市	

第72号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

人権擁護委員の候補者として、松尾慈子氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
松尾 慈子	多摩市	

第73号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

人権擁護委員の候補者として、宮本欣一氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
宮本 欣一	多摩市	

第74号議案

多摩市一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

多摩市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和59年多摩市条例第15号）
の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。
以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28
条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」
に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職
員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き
続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（同条第1項に規

定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。) (これらの規定により延長された期間を含む。) を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、多摩市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年多摩市条例第5号)第6条の2に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任をする際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任をする場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退

職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長する場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の多摩市一般職の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の多摩市一般職の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係

る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市規則で定める職にあつては、市規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

- (4) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、

前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合におけ

る令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年

齡 60 年以上退職者となった者（基準日前から新条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該市規則で定める短時間勤務の職にあっては、市規則で定める者）を、新条例第 12 条の規定により採用することができず、新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第 12 条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市規則で定める短時間勤務の職にあっては、市規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）

第 9 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

（多摩市職員の再任用に関する条例の廃止）

第 10 条 多摩市職員の再任用に関する条例（平成 13 年多摩市条例第 32 号）は、廃止する。

第 7 5 号議案

多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年多摩市条例第 5 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（初任給及び昇給の基準）」を付し、同条第 9 項中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額」を「基準給料月額」に改め、「応じた額」の次に「に、多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 3 年多摩市条例第 3 3 号。以下「勤務時間等条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加える。

第 4 条の 2 を削る。

第 8 条の 2 第 2 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 1 0 条の 2 中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 1 1 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 1 7 条第 2 項の表及び第 1 8 条第 2 項の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 1 8 条の 5 の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第 7 条」を「第 4 条第 3 項から第 8 項まで、第 7 条」に、「

再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第11項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（給与の内払）」を付する。

附則第12項に見出しとして「（職員の給与に関する条例の廃止）」を付する。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（定年の引上げに伴う経過規定）

13 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第15項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は、当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

14 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 多摩市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和59年多摩市条例第15号）第6条に規定する職を占める職員
- (3) 多摩市一般職の職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 多摩市一般職の職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

15 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第17項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満

の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第13項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第15項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第13項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第15項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第5項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第17条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料の額との合計額」とする。

20 附則第13項から前項までに定めるもののほか、附則第13項の規定による給料月額、附則第15項の規定による給料その他附則第13項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再 任用短時		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
--------------	--	------------	------------	------------	------------	------------

間勤務職員		円	円	円	円	円
		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円
		208,100	222,400	242,600

別表第5再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		200,500	231,700	271,500	313,000

別表第6再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		204,500	232,900	271,500	313,000

別表第7の2の部3級の項中「技能長、副技能長又は」を削り、同表3の部4級の項及び4の部4級の項中「課長、」を「統括課長、課長、」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の多摩市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第13項から第20項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正

後の条例第4条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成13年多摩市条例第33号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第17条第2項、第18条第2項及び第18条の5の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第8条の2第2項第2号及び第11条第2項の規定を適用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、市規則で定める。

第 7 6 号議案

公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号を削り、同条第 2 項第 1 号中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の第 2 条第 2 項第 1 号に規定する地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員とみなす。

第 77 号議案

多摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例

多摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年多摩市条例
第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条
第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の
第 3 条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

第 78 号議案

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 13 年多摩市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 14 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 16 条第 1 項中「交通しゃ断等休暇」を「交通遮断等休暇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の第 2 条第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

第79号議案

多摩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

多摩市職員の育児休業等に関する条例（平成4年多摩市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第15号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加える。

第2条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（同条第2項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

第2条の3を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条に次の1号を加える。

(6) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第7条第1項及び第2項中「6箇月」を「6か月」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第12条の次に次の1条を加える。

(非常勤職員に関する特例)

第12条の2 第2条の2から前条までの規定にかかわらず、非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の育児休業等について必要な事項は、別に定める。

第13条中「前条」を「第12条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定、同条に1号を加える改正規定、第9条の改正規定、第12条の次に1条を加える改正規定及び第13条の改正規定並びに次項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の第12条の2に規定する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

第 80 号議案

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 48 年多摩市条例第 35 号）
の一部を次のように改正する。

別表備考中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条
第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の
別表備考に規定する地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の
4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

第 8 1 号議案

多摩市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する
条例

多摩市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 2 7 年多摩市条例第 4
1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「範囲で」の次に「その発令の日に受ける」を、「とする。）」の
次に「。以下この条において同じ。」を加え、同条に後段として次のように加
える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の 1 0 分の 1 に
相当する額を超えるときは、当該額を当該月額から減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 8 2 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市
条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中第 1 4 号を第 1 6 号とし、第 1 3 号を第 1 5 号とし、第 1 2 号を第
1 4 号とし、同条第 1 1 号中「交通しゃ断等休暇」を「交通遮断等休暇」に改
め、同号を同条第 1 3 号とし、同条中第 1 0 号を第 1 2 号とし、第 6 号から第
9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 2 号を加える。

(6) 出産支援休暇

(7) 育児参加休暇

第 1 3 条の見出しを「（育児休業の制限）」に改め、同条中「次の各号のい
ずれかに該当するときを除き、既にした」を「既に 2 回の育児休業（次に掲げ
る育児休業を除く。）をしたことがあるときは、当該」に改め、同条第 1 号中
「した最初の育児休業であったとき。」を「する育児休業のうち最初のもの及
び 2 回目のもの」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 会計年度任用職員がその任期の末日を育児休業の期間の末日としてする
育児休業（当該会計年度任用職員が、任期を更新され、又は当該任期の満
了後引き続き任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育
児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の
日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

第 1 3 条第 3 号から第 6 号までを削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる特別の事情がある場合は、会計年度
任用職員は、育児休業をすることができる。

- (1) 会計年度任用職員が第16条第1項第1号に該当することにより既にした育児休業の承認が効力を失い、又は同条第2項第3号に該当することにより既にした育児休業の承認が取り消された後に、同条第1項第1号の妊娠出産休暇若しくは出産に係る子又は同条第2項第3号の育児休業の承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により会計年度任用職員と別居することとなったとき。
- (2) 第16条第2項第1号に該当することにより既にした育児休業の承認が取り消された後に、取り消された育児休業に係る子を養育することができる状態に回復したとき。
- (3) 会計年度任用職員について、配偶者の負傷又は疾病による入院、配偶者との別居、育児休業に係る子について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の既にした育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければ、その養育に著しい支障が生じることとなったとき。
- (4) 承認しようとする育児休業が、次条第2項又は第3項の規定によるものであるとき。

第14条第1項中「より育児休業をしている場合は、会計年度任用職員が」を「よる育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている会計年度任用職員が、」に、「育児休業の」を「地方等育児休業の」に、「ときに限り」を「場合は」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 任命権者は、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、次の各号のいずれにも該当する場合は、当該会計年度任用職員の申出により、当該子が1歳6か月に達するまでの期間の範囲内で育児休業を承認するものとする。

- (1) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前項に規定する場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同項に規定する場合又はこれ

に相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

(2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号。以下「育児休業令」という。）第6条各号に定める場合と同等と認める場合

(3) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前項に規定する場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同項に規定する場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの項に規定する場合に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(4) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前項に規定する場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの項に規定する場合に該当して育児休業をしたことがない場合

3 任命権者は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、次の各号のいずれにも該当する場合は、当該会計年度任用職員の申出により、当該子が2歳に達するまでの期間の範囲内で育児休業を承認するものとする。

(1) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 育児休業令第6条各号に定める場合と同等と認める場合

(3) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該会計年度任用職員の配偶者がこの項に規定する場合に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(4) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日後

の期間においてこの項に規定する場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第17条第3項中「第9条第6号」を「第9条第8号」に、「第11条第1項」を「第11条」に改める。

第18条第1項第3号中「第1号」の次に「、第2号」を加え、「第9号」を「第11号」に、「第11号」を「第13号」に、「第14号」を「第16号」に改める。

第22条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第22条第2項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

第 8 3 号議案

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を
改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和 4 1 年多摩市
条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「給与」の次に「又は報酬」を加える。

第 2 条中「給与」の次に「又は報酬」を加え、同条第 3 号中「第 1 4 条第 3
項」の次に「又は多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（
令和元年多摩市条例第 2 6 号）第 7 条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 4 号議案

多摩市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市市税条例等の一部を改正する条例

(多摩市市税条例の一部改正)

第 1 条 多摩市市税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 4 中「交付」の次に「（法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第 3 3 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 3 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 4 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の都民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 9 5 万

円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項及び第3項中「附記」を「付記」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「者であって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2中「閲覧」の次に「（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加える。

第73条の3中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載したものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項を同条第26項とし、同条第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4

分の3とする。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年度の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第26条を削る。

（多摩市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 第2条 多摩市市税条例の一部を改正する条例（令和3年多摩市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中多摩市市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中多摩市市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中多摩市市税条例第18条の4、第73条の2及び第73条の3の改正規定並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の多摩市市税条例第18条の4(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の多摩市市税条例(以下「新条例」という。)

第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の多摩市市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の多摩市市税条例の規定中個

人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の多摩市市税条例第 73 条の 2（地方税法第 382 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 382 条の 2 の規定による固定資産課税台帳（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

4 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の多摩市市税条例第 73 条の 3（地方税法第 382 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 382 条の 3 の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

第 85 号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

多摩市都市計画税条例（昭和 40 年多摩市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 6 項を附則第 4 7 項とし、附則第 1 8 項から第 4 5 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 1 7 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 8 項及び第 1 0 項」に、「附則第 7 項及び第 1 0 項」を「附則第 8 項及び第 1 1 項」に、「附則第 7 項、第 8 項、第 1 0 項及び第 1 1 項」を「附則第 8 項、第 9 項、第 1 1 項及び第 1 2 項」に、「附則第 1 0 項から第 1 2 項まで」を「附則第 1 1 項から第 1 3 項まで」に、「附則第 1 2 項」を「附則第 1 3 項」に、「附則第 1 3 項から第 1 5 項まで」を「附則第 1 4 項から第 1 6 項まで」に、「附則第 1 4 項」を「附則第 1 5 項」に改め、同項を附則第 1 8 項とする。

附則第 1 6 項を附則第 1 7 項とし、附則第 1 2 項から第 1 5 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 1 1 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 1 0 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とし、附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 1 5 条第 4 4 項の条例で定める割合）

6 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の

3 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多摩市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第 8 6 号議案

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する
条例

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例（平成 8 年多摩市条例第 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 6 号」を「第 5 号」に改め、第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号と
し、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 4 条の 2 中「第 6 号」を「第 5 号」に改め、第 4 号を削り、第 5 号を第 4
号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 5 条の 2 第 1 号中「第 6 号」を「第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 87 号議案

多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例

多摩市立複合文化施設条例（昭和 61 年多摩市条例第 48 号）の一部を次の
ように改正する。

別表第 1 コミュニティラウンジの項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 88 号議案

多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市条例第 号

多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

多摩市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和 61 年多摩市条例第 21 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同条第 4 号中「又は父
母」を「若しくは父若しくは母」に改め、「扶養する者」の次に「又は何人か
らも監護されていない高校生等本人であって、多摩市長（以下「市長」という
。）が認めるもの」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「及び児童」
を「、児童及び高校生等」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に
次の 1 号を加える。

(3) 高校生等 15 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に
達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

第 7 条第 2 項中「児童」の次に「又は高校生等」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の規定
は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける診療等に
係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた診療等に係る医療費の
助成については、なお従前の例による。

第 89 号議案

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 28 年多摩市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改め、「占めるもの」の次に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、「いう」を「総称する」に改める。

第 23 条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（定年の引上げに伴う経過規定）

- 職員（定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により採用された者を除く。）が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員に適用される給料については、多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年多摩市条例第 5 号）附則第 13 項及び第 15 項の規定の例により管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「地方公務員法改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後条例」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。
- 3 改正後条例第23条の規定は、地方公務員法改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員について準用する。